

震災支援制度等ワーキング・グループ 運営要領(案)

震災支援制度等ワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）の運営については、「震災支援制度等ワーキング・グループの開催等について」（平成23年4月14日「新しい公共」推進会議）に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. ワーキング・グループにおける配布資料は、原則として、内閣府ホームページにおいて公表する。
2. ワーキング・グループは、原則として、インターネットを利用して録画配信を行うことにより公開する。
3. 公開されたワーキング・グループの議事録については、後日、内閣府ホームページにおいて公表する。
4. ワーキング・グループの主査は、必要に応じ、外部有識者その他関係者の出席を求めることができる。